

国際規範と日本の防衛政策の関係

はじめに

Armed Force と国際規範の関係

戦争や軍隊の行動に係る多国間条約は、「海上法の要義を確定する宣言」(1856年)以降。我が国は旧軍の創設期は国際規範に目を配っていたが、自衛隊の創設期は事情が異なり、自衛隊が本格的に国際規範に向き合うことになるのは湾岸戦争以降。

1 国際規範とは何か

(1) 国際法が典型だが、明確で具体的なものから存在が曖昧なものまで広範

ハードロー(条約法、国際慣習法等)、ソフトロー(国連総会決議等、法的拘束力のない文書)、国際倫理、法哲学等、その他の不文律。防衛政策に係る分野は、*Jus ad bellum*、*Jus in bello* が代表的。

(2) 国家戦略レベルから国家機関の活動まで上下のレベルも広範

国家の意思決定レベル(ex: *Jus ad Bellum*)から群を含む国家機関の活動レベル(ex: *Jus in bello*)まで

2 わが国の防衛政策の変遷

その時々国際情勢を反映

(1) 「国防の基本方針」(1957年)

(2) 「防衛計画の大綱」(1976)～

(3) 「武力攻撃事態対処関連3法」成立～

(3) 「国家安全保障戦略」(2013)～

「法の支配の強化」が謳われる。

3 防衛政策と国際規範の交錯

(1) 警察予備隊創設から冷戦終了まで

(2) 湾岸戦争～

(3) 米国同時多発テロ～

(4) ロシアのウクライナ侵略

4 法整備の状況から見えること

(1) 「防衛二法」から現在は14法+ α

(2) 自衛隊の行動は、5から20(『令和4年度防衛白書』)へ拡大

5 日本の国際規範に対する姿勢の概観と課題

(1) 国家と国際社会の関係からの視点

(2) わが国特有の事情

(3) インプリケーション